

○財務省告示第二百三十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年八月十七日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。

平成三十年九月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三百三十
六回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項及び第六十二条第一項
三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号。
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」という。）
による発行（以下「価格競争入札
発行」という。）、価格競争入札と
同時に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの
による発行（以下「国債市場特別
参加者・第Ⅰ非価格競争入札発
行」という。）及び価格競争入札
の募入の決定をした後に行われ
る入札であつて、財務大臣が各国
債市場特別参加者ごとに応募限
度を定めるものによる発行（以
下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非

五

方募

入札競争
価格競争
入札競争
決定の

価格競争入札発行」という。

各申込みのうちの応募額を順次割り

当てる。特別参加者ごとの応募

各国債市場特別参加者ごとの応募

限度額の範囲内において各申込みの

応募額を割り当てる。

六

イ

発

入札競争
価格競争
入札競争
金額

額、特別会計に関する法律第

四十七条第一項の規定に基づき

発行した金額は、

四十七億三千

額、特別会計に関する法律第

四十九条第一項の規定に基づき

発行した金額は、

九千三百九十

万円で、特別会計に関する法律第

四十九条第一項の規定に基づき

発行した金額は、

二千八百九十

国債市場
特別参加
者別参加
者第I
非競争
入札競争

ロ

特別会計に関する法律第四十七
条第一項の規定に基づき発行し
た金額は、特別会計に関する法律
第二十八條第一項の規定に基づ

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
三 大 銀
十 臣 行
年 か
八 ら
月 通
十 知
七 を
日 受
け
た
者